

事例3

退会するのに違約金！（60代・女性）

前から気になっていたスポーツジムで、新春キャンペーンが行われていたので、割引料金で申し込みをした。ジムで指導されたように器具を使って運動したら、膝が痛くなった。

私には続けることが無理だと思い、退会を申し出たら、「キャンペーン価格で入会した場合、半年間は解約できない、どうしてもやめたいのであれば、違約金として会費半年分を払わなければならない」と言われた。

アドバイス

スポーツジム等、店舗で交わした契約は原則クーリングオフできません。スポーツジムは継続的な契約であっても、特定商取引法の継続的役務提供契約には該当しないため、クーリングオフも、中途解約権もありません。契約時の約款に従うことになります。

しかし、一方で平均的損害額を超える不当に高額な解約料を定める条項は無効とする消費者契約法上の考えかたもあると思われます。

事例4

趣味と思って始めたけど……（70代・女性）

もともと悪筆なこともあり、上手になりたいと思って書道教室に行くことにした。5,000円の月謝制だったが、教室に通うのが難しくなったので、当月いっぱい辞めたい。

事例5

歌が好きで始めたカラオケ教室（60代・男性）

歌が好きなので、定年後の楽しみにカラオケ教室に行くことにした。会費は月々3,000円だ。

アドバイス

継続が予定の契約ですが、お花、お茶、ピアノなどの習い事やカラオケ教室は、特定商取引法でいう期間が定められた特定継続的役務提供契約ではありません。いつでもおけいこをやめることができる契約だと考えられます。

事例6

ショッピングモールで誘われて、おいしい水…（70代・女性）

ショッピングモールで「1か月無料。その後は500円のおいしい、安全な水」と言われ、ウォーターサーバーと2か月毎の水の定期宅配の契約をした。機器と水が届いたが、自分では設置できない。解約の電話をしたら高額な解約料を請求された。

アドバイス

ショッピングモールの特設ブース等で契約した場合、特定商取引法の訪問販売に該当する可能性があり、一定期間内であればクーリング・オフ（無条件解約）できる場合があります。

期間を過ぎての解約は解約料が発生することがありますので、契約前に契約内容、金額、解約条件をよく確認して契約しましょう。

事例7

英会話教室（20代・女性）

仕事にも必要だと思うし、これからは英語が話せないと不便なこともあるかもしれない。いい機会だから、外国人の先生がいる英会話教室に通うことにした。週1回2年間の契約で授業料は25万円を分割で支払う契約をした。レッスン予約が私の都合と合わず、通うのが難しい。解約したい。

事例8

結婚相手紹介サービス（30代・男性）

私の職場は女性がいないので、女性と知り合う機会がなかった。そろそろ結婚も考えたと思い、結婚相手紹介サービスに入会した。3年間利用が可能で60万円を一括で支払ったが、思うような人を紹介してもらえず、解約を伝えたら、高額な違約金を請求された。

アドバイス

法律上、特定継続的役務提供契約は、エステ、語学教室、パソコン教室、学習塾、家庭教師、結婚相手紹介サービスが該当し、契約期間がエステは1か月、他は2か月を超え、いずれも5万円を超える契約をいいます。英会話教室も結婚相手紹介サービスも、特定継続的役務提供契約に該当します。一定期間内であればクーリング・オフ（無条件解約）も可能です。またサービス提供期間内であれば中途解約することもできます。違約金については、特定商取引法で上限額が決められています。

トラブルにあわないために

★基本的なこと

- ・何をかうのか？
- ・いくつかうのか？
- ・どのようなサービスを受けるのか？
- ・代金はいくらですか？分割だったら総額はいくらですか？
- ・解約について、違約金のことが契約書に書かれていますか？

★長期にわたる契約については

- ・契約を最後まで続けることができますか？
- ・中途解約ができる契約ですか？
- ・契約書に中途解約する時の条件は書かれていますか？
- ・中途解約した時の違約金や清算方法は確認しましたか？

★消費生活センターからひとこと

継続的な契約には、法律で規制された契約もありますが、そうではない、スポーツジムやウォーターサーバーレンタルの契約など、他にも多数あります。

長期にわたる契約については、さまざまな理由で苦情になるケースが多くみられます。

トラブルを避けるためには、契約前に本当に必要か、勧誘・広告に惑わされていないか、家族や消費生活センターに相談しなくて大丈夫か？もう一度考えて、安易に契約しないことが最も大切なことです。

